

広島県告示第五百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十三年六月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

世羅郡世羅町大字中字東山一六〇の二、字北山一八三の五、一八三の六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため